あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の選定に係る公募実施要領

第１　趣旨

この要領は，あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）に係る返礼品（ものづくりや収穫体験等の体験型サービスを含む。以下同じ。）を選定するために行う公募について必要な事項を定めるものとする。

第２　応募者の要件

返礼品の企画提案に応募する者（以下「応募者」という。）は，次の全ての要件を満たすものとする。

⑴　次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

ア　本社（本店），支社（支店）又は営業所（以下「本社等」という。）を市内に有する法人並びに団体又は市内で事業活動を行っている個人事業主

イ　市内で生産されたものを主たる原材料として製造し，又は加工している品物を取り扱い，かつ，本社等を道内に有する法人，団体又は個人事業主（アに該当するものを除く。）

⑵　市町村税（本社等が所在する市町村において課されたものをいう。）の滞納がないこと。

⑶　返礼品の受注環境が整備されていること。

⑷　返礼品として選定された場合，本市が寄附受付から返礼品の配送までの業務（返礼品の調達業務を除く。）を委託している代行事業者（以下「代行事業者」という。）が実施しているサンプル用商品の提出に係る費用，送料等の負担ができること。

⑸　返礼品として選定された場合，市が実施する地域経済への波及効果等を計るための調査に協力すること。

⑹　本市が行うあさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のＰＲに協力すること。

⑺　平成２６年３月３１日付けで旭川市，旭川方面旭川中央警察署及び旭川方面旭川東警察署との間で交わした暴力団等の排除に関する協定書第２条第４号の暴力団関係事業者に該当していないこと。

⑻　各種法令等を遵守すること。

第３　返礼品の要件

１　返礼品は，次の全ての要件を満たすものとする。

⑴　ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（平成２９年４月１日付け総税市第２８号総務大臣通知）の趣旨に基づくものであること。ただし，家具については，応募することができるものとする。

なお，総務省からの通知等により取扱いが変更されたときは，返礼品として選定された場合であっても，これを取り消すことができるものとする。

⑵　市内で生産し，若しくは加工されたもの，市内でサービスを受けることができるもの又は市内で生産されたものを主たる原材料として使用したものであって，道内で製造され，若しくは加工されたもの

⑶　次のいずれかの要件を満たすもの

ア　旭川市の地名，文化，歴史，風土，特産等，本市の魅力の発信に寄与するもの

イ　市内において新規に創業をした者（創業から５年を経過していないものをいう。）が生産若しくは加工するもの又は既に起業している者（創業から５年を経過したものをいう。）が新規事業として新たに生産若しくは加工するものであって，これを返礼品とすることにより商品の認知度の向上が期待され，及び事業者支援に寄与するとものと認められるもの

⑷　返礼品価格（市場価格）が２，０００円（税込）を超え９０，０００円（税込）以下のもの（詰め合わせ及びセットも可とする。）

⑸　年間を通じて安定的な供給が可能であるもの（限定品又は受注生産商品を除く。）

⑹　飲食品については，出荷後７日以上の賞味期限が保証されるもの

⑺　代行事業者が指定する返礼品の配送業者が定める次の基準を満たすもの

ア　氷温冷蔵により管理しなければならないもの（概ね－２℃～１℃までの温度帯で，代行事業者が指定する返礼品の配送業者が定めるものをいう。）に該当しないもの。

イ　返礼品のサイズ及び重量が，梱包箱の縦・横・高さの三辺の合計が２６０㎝以内，３０㎏まで（上記アに該当するものについては１４０㎝以内，２０㎏まで）のもの

２　返礼品のその他の条件は，次のとおりとする。

⑴　一の応募者が企画提案に応募することができる返礼品の数は，制限を設けない。

⑵　返礼品の採用数は全体で５０品程度を予定しており，返礼品提供時期は，平成２９年９月以降を予定している。

⑶　同一の規格であって材質若しくは色違いのもの又は詰め合わせ若しくはセットについては，１品と算定する。

第４　企画提案の手続

１　企画提案書の提出

応募者は，次に掲げる書類（以下「企画提案書等」いう。）を提出しなければならない。

⑴　提出書類

番号	提出書類	留意点
1	企画提案書（様式１）	印鑑は，代表者印を押印すること。 必要事項を記入の上，応募者の概要が分かる資料（パンフレット等でも可），商品イメージの分かる画像３枚程度（紙に印刷されたものとし商品の背景は白色等の単色とすること）及びパンフレットを７部提出すること。
2	統括責任者，担当者の役割及び業務フロー（様式２）	７部提出すること。
3	役員等に係る暴力団等に関する調査についての同意書（様式３）	印鑑は，代表者印を押印すること。
4	市税納付状況等調査同意書（様式４）※第２の⑴アに該当する場合のみ	印鑑は，代表者印を押印すること。

5	完納証明書（原本）又は納税証明書（原本）※第２の⑴イに該当する場合のみ	本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村民税（法人都民税を含む。以下同じ。）の納税証明書（直近の年度のものであって，かつ，発行後３か月を超えないもの）のいずれかを提出すること。ただし，新規設立法人であって，企画提案書の提出日現在，最初の事業年度に係る法人市町村民税の納付実績がなく，本店所在地の市町村において完納証明書又は納税証明書の交付を受けられないものについては，当該証明書に代えて定款の写し等，事業年度の分かる書類を提出すること。
6	提出書類チェックリスト	提出書類を書類番号の順に並べて過不足がないことを事前にチェックし，提出書類の先頭に添付して提出すること。

⑵　提出期限　平成２９年６月１４日（水）午後５時（郵送の場合は同日必着とする。）

⑶　提出場所　〒０７０－８００４　旭川市神楽４条６丁目１番１２号
（一財）道北地域旭川地場産業振興センター
電話　０１６６－６１－２２８３（直通）
ＦＡＸ　０１６６－６２－１９０３

⑷　提出方法　持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

２　要件の確認等

⑴　要件の確認

第２に定める応募者の要件に該当するか確認を行い，要件に該当しないと認められた者にあっては，その旨及び理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨を平成２９年６月２６日（月）までに通知する。

⑵　第２に定める応募者の要件に該当しないと認められた者は，その理由について，次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間　平成２９年６月２９日（木）までの土・日曜日を除く午前９時から午後５時まで（郵送の場合は同日必着とする。）

イ　提出場所　第４の１⑶に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

⑶　市長は，⑵の説明を求められたときは，平成２９年７月５日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書により通知する。

第５　企画提案書等の著作権等の取扱い

１　企画提案書等の著作権は，当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

２　本市は，返礼品の企画提案の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは，提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

３　本市は，応募者から提出された企画提案書等について，旭川市情報公開条例（平成１７

年旭川市条例第７号）の規定による請求に基づき，第三者に開示することができるものとする。

第６　質疑応答等

１　企画提案書等の作成について質問がある場合においては，次のとおり質疑応答書により提出すること。

⑴　提出書類　質疑応答書（様式５）

⑵　提出期間　平成２９年６月９日（金）までの土・日曜日を除く午前９時から午後５時まで

⑶　提出場所　第４の１⑶に同じ。

⑷　提出方法　電話連絡の上，ファクシミリにより提出すること。

２　１の質疑応答書は，質問者及び回答日において企画提案書を提出している者（以下「企画提案者」という。）全てに対し，ファクシミリにより回答するものとする。また，併せて，旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第７　失格事項

次のいずれかに該当した場合は，その者を失格とする。

⑴　応募者の要件及び返礼品の要件を満たしていない場合

⑵　提出書類に虚偽の記載があった場合

⑶　本要領で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

⑷　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第８　選定方法

１　企画提案書等による書面審査

提出された企画提案書等について，本要領に基づき，あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）庁内連絡会議返礼品選定・検討部会（以下「部会」という。）において選定を行う。

２　ヒアリング等の実施

部会が必要と判断したときは，ヒアリング及び提案商品の試食，試飲，目視等（以下「試食等」という）による審査（以下「ヒアリング等」という。）を行う旨を平成２９年７月６日（木）までに対象となる企画提案者に対して通知する。

⑴　実施方法

ア　１者ずつの呼び込み方式とし，１者の持ち時間は，説明２０分，質疑１０分の計３０分とする。

イ　追加資料の配付は禁止するが，提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等は使用することができるものとする。

ウ　ヒアリング等の説明者は，補助者を含めて３名までとする。

エ　ヒアリング等を欠席をした場合は，企画提案書の審査，評価及び返礼品の特定から除外する。

⑵　実施日時及び場所

ヒアリング等の実施通知時に併せて通知する。

3　審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリング等により，次の審査項目について，別紙２で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

⑴　返礼品の価格について

ア　本要領の内容に沿った価格の提示がなされているか。

イ　無理のない価格の提示がなされているか。

⑵　返礼品の内容について

ア　返礼品の内容は，本市の魅力発信につながるものか。

イ　地場産業の振興につながるものか。

ウ　本市の施策の目的に合致するものであって，返礼品とすることにより，当該施策の効果の向上が期待できるか。

⑶　業務の実施体制について

ア　本市ふるさと納税制度のＰＲについて，効果的な実施が期待できるか。

イ　実施・サポート体制が十分であり，信頼性の高い業務実施が可能か。

ウ　効果的，効率的な業務遂行手順となっており高い業務遂行能力が期待できるか。

4　採用予定返礼品の特定

⑴　審査点の採点（第一段階）

部会の構成員は，企画提案のあった返礼品（以下「企画提案返礼品」という。）ごとに３の評価基準に基づき採点し，この点数を当該企画提案返礼品の審査点とする。

⑵　順位点の計算（第二段階）

部会の構成員は，⑴の審査点の高い者から順に順位を付け，その順位による点数を当該企画提案返礼品の順位点として付する。

※ 審査点最下位＝１点，下から２位＝２点，下から３位＝３点，……とする。

※ 審査点が同点の場合は，順位点も同点とし，次位の者は飛び位とする。

⑶　評価の計算（第三段階）

⑵により求められた部会の構成員の順位点の合計を企画提案返礼品の評価点とし，この点数の合計が最も高い者を採用を予定する返礼品（以下「採用予定返礼品」という。）として特定する。なお，評価点が同点となる者が２者以上あるときは，部会の合議により順位を決定する。

なお，企画提案返礼品の審査点が著しく低い場合（満点の５割未満）は，部会においてその取扱いを協議する。

⑷　企画提案者が１名である場合の取扱いについて

⑴から⑶までの方法により評価を行う。

5　審査結果の通知

⑴　採用予定返礼品を特定したときは，速やかに全ての企画提案者に対し，次の事項を通知するものとする。

ア　採用予定返礼品の名称及び企画提案者名

イ　評価点数

ウ　採用予定返礼品として特定された商品に係る企画提案者にあっては，その後の予定される契約手続

エ　採用予定返礼品として特定されなかった商品に係る企画提案者にあっては，その理

由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

⑵　採用予定返礼品として特定されなかった商品に係る企画提案者は，その理由について，次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間　⑴の通知があった日から７日以内の土・日曜日を除く午前９時から午後５時まで（郵送による場合は必着とする。）

イ　提出場所　第４の１⑶に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

⑶　市長は，⑵の説明を求められたときは，平成２９年７月２４日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書により通知する。

6　審査結果の公表

採用予定返礼品を特定したときは，次の事項を公表するものとする。

⑴　商品名及び企画提案者名

⑵　評価点数

⑶　審査経過及び部会の構成員

第９　その他

1　手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

2　企画提案書，質問書その他関係書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング等における試食等及び運搬に要する費用は，全て企画提案者の負担とする。

3　提出された書類は，返還しない。

4　提出された書類は，提出した者に無断で返礼品の選定以外の用に使用しない。

第10　スケジュール

返礼品の企画提案の実施スケジュールは，次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
説明会	平成２９年５月１９日（金）
企画提案書等の提出	公募の開始日から平成２９年６月１４日（水）まで
質疑応答書の提出	公募の開始日から平成２９年６月９日（金）まで （土・日曜日を除く，午前９時から午後５時まで）
参加資格無資格通知	平成２９年６月２６日（月）
ヒアリング等	平成２９年７月中旬（部会が必要と判断した企画提案者のみに通知する。）
企画提案書審査結果の通知	平成２９年７月中旬又は下旬

第11　契約

採用予定返礼品として特定された商品に係る企画提案者が当該商品を返礼品として提供し

ようとするときは，別途本市が返礼品の調達業務を委託する返礼品調達等事業者（以下「返礼品調達等事業者」という。）と契約を結ぶことにより返礼品として選定するものとする。

ただし，偽りその他不正な手段により，返礼品の企画提案に応募し採用予定返礼品として特定された場合は，これを取り消すことができるものとする。採用予定返礼品として特定された後（返礼品として選定し，提供を開始した後を含む。）において，不誠実な行為を行った場合も同様とする。

第 12　返礼品の画像の提供

返礼品として選定された商品に係る企画提案者（以下「返礼品提供事業者」という。）は，市又は返礼品調達等事業者の求めに応じ，あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のＰＲ及びふるさと納税ポータルサイトへの掲載のために必要とする返礼品の画像データを提供するものとする。この場合において，画像の提供方法その他の必要な事項は，市又は返礼品調達等事業者がその都度，指定するものによることとする。

第 13　返礼品の送付の流れ

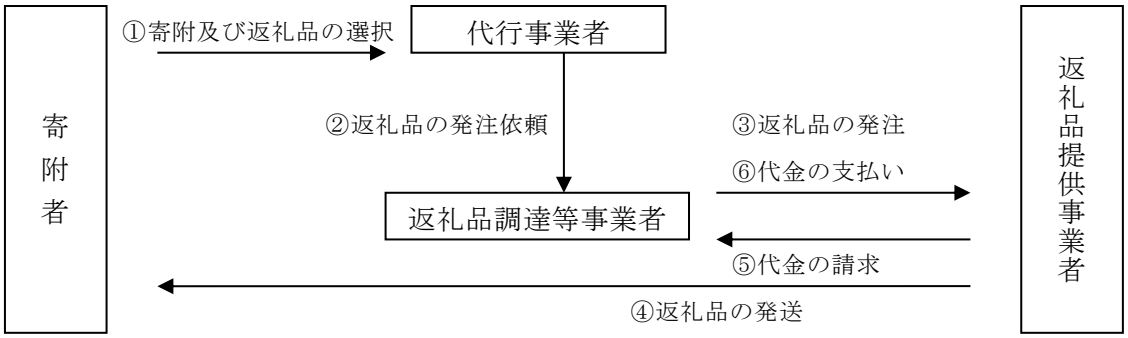

第 14　返礼品のＰＲ

1　返礼品として提供される商品については，本市のホームページやふるさと納税ポータルサイト（さとふる及びふるさとチョイス），パンフレット等に，返礼品提供事業者名，返礼品名，画像，ＰＲコメント等を掲載する場合がある。

2　返礼品の発送の際に，本市が用意するお礼状等を同梱するものとする。

3　返礼品の発送の際に，商品のＰＲパンフレット・チラシや事業者のＰＲ資料を同梱することができるものとする。ただし，これらの資料１部を事前に本市に提出し了承を得るものとする。